

愛知県労災指定医協会会報

目次

●巻頭言	1
●令和3年度第9回定時総会	2
●労災保険指定病院・診療所	4
●貸借対照表/財産目録/正味財産増減計算書	5
●令和3年度事業計画	10
●収支予算書	12
●衛生管理者講習会全国労働衛生週間説明会	14
●労災医療特別講演会抄録	14
●令和3年度産業保健研修会	15
●愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り	16
●労災診療費見解統一指導委員会協議結果	17
●ワンポイント労災診療	19

編集・発行

愛知県医師会館内
愛知県労災指定医協会

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目14-28
TEL 052-263-0093
FAX 052-263-6775
http://www.aichi-rousai.jp

第119
120号

合併号

令和4年3月末日

巻頭言

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

会長 浦田士郎

世界保健機関が2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症のパンデミック宣言を行ってから丸二年が過ぎ、蔓延の波も第6波を数え、ギリシャ文字にも見慣れてきました。奇しくもその日付は11年前の東日本大震災の発災日と同じでした。平時の私たちに降りかかってきたこの新興感染症への対応は災害医療そのものでした。



災害時には平時の地域医療の問題点が顕在化し、増幅され先鋭化して我々を襲ってくることは、医療者がこれまでの大規模自然災害での経験から学んだ教訓です。災害医療は局地的かつ期間限定的ですが、新型コロナ災禍は全地球規模かつ超長期の持久戦であり、通常医療と災害医療を同時進行させなければなりません。このため病床・医療スタッフといった医療資源をどう振り分けるかの采配は、地域の病院群単位でも個別病院単位でも大変悩ましいものでした。

改正感染症法を盾に準備病床の確保を督促されても、病床が人を治すわけではなく医療スタッフの確保が鍵を握るため、最終的には医療機関の自律的行動に委ねられます。すべてが国営県営ならば話は容易ですが、我が国の医療提供体制がもっぱら「民」の力で構築されてきた歴史背景があるため、「官」の強制力は浸透し難く、むしろそれを無用としてきたのは医療機関の献身的な自主性でした。いざという時に国や県の意図を迅速に実行できる医療機関の存在意義が浮き彫りになったと言えます。2025年を目途とした地域医療構想は、データによる制御と地域の医療者の自主的協議によって、あるべき姿に向

け、病院機能分化と連携推進を行うこととされていますが、ここに至って都道府県の権限再強化論が持ち上がっており、病院医療関係者はある種の危機感を感じています。

最近の労働安全衛生をめぐる状況では、労災保険新規受給者数が1967~70年頃の170万人をピークに1972年の労働安全衛生法の施行以降、企業の安全対策推進や産業保健活動による作業環境改善によって年々右肩下がりに減少し、2009年度の534,623人で底を打ったものの、再び増加傾向に転じて2018・2019年度は2000年代初頭の水準に戻ってしまい、2020年度は65万人余を数えました。業務上疾病の内訳では、伝統的な双壁である、じん肺や振動障害が2005年まで減少傾向でその後は横ばいである一方、上肢障害・メンタルヘルス・脳血管疾患・循環器疾患の増加が目立っており、労災医療の疾病構造に大きな変化が認められております。

当協会は1957年3月27日の結成以来、〈労働衛生に関する研究・指導を通じた職業性疾病予防・労働災害防止への寄与〉、〈労働者災害補償保険事業の円滑な運営への貢献ならびに会員の福祉増進〉を目的として定款に掲げ、会員の皆様の努力と関係各位からのご支援をいただいて今日に至っております。2017年度からは県下全医療機関を対象とした労働保険事務組合事業の開始ならびに愛知県医療勤務環境改善支援センター事業を受託し、協会活動の幅を広げてまいりましたが、後者の事業は2020年度から公益社団法人愛知県医師会へ継承され、当協会は実務職員の出向による関与のみになりました。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の潮流の中にあつて、労働者災害補償保険医療における当協会の果たす役割をあらためて自覚するとともに、会員増強活動や会務運営の刷新に取り組み、本会の存在感をさらに高めてゆく努力をこれからも継続してゆくことが重要であると考えます。引き続き皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

第9回定時総会

日時 令和3年6月17日(木)
場所 名古屋市中区栄四丁目3番26号
昭和ビル9階ホール

来賓祝辞

愛知労働局長 伊藤 正史

一般社団法人愛知県労災指定医協会第9回定時総会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働行政の運営、とりわけ労災補償行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、コロナ感染拡大防止の最前線にあって、厳しい現場を支える、エッセンシャルワーカーの皆さんのご尽力に感謝を表します。

愛知労働局では、新型コロナウイルス感染が社会経済活動に多岐にわたる影響を及ぼす状況にあって、働く方々の雇用機会と生活が守られるよう、解雇・雇止め等の情報把握と、これに対する指導支援等の迅速対応はもとより、厳しい経営環境にあって休業等を余儀なくされる企業、また、働く方々に対し、雇用調整助成金の特例措置やコロナ休業支援金等の活用促進、迅速支給による全面的な支援を行っているところです。

また、皆様が現に働いておられる各医療機関において、過労死やメンタル不調が生ずることのないように、労働時間の確実な把握、特に時間外・休日労働が80時間を超えるような長時間労働について重点的な監督を通じ是正を図るなど、過重労働防止の機運の醸成を進めることも、引き続き重要な課題です。さらに、本年度から中小企業に適用されている、パートタイム・有期雇用労働法の着実な施行を通じた公平公正な待遇の確保、ハラスメント対策の強化、良質なテレワークの普及などの働き方改革の一層の推進、労働災害防止対策の強化にも取り組んでまいります。

このような状況の下、愛知県内における令和2年の労働災害の発生状況を見ますと、死亡災害は前年より5名増加し、50名もの尊い命が失われています。休業4日以上を要する労働災害は、長期的には増減を繰り返しながらも、令和2年は7,461名と、前年より475名増加の結果になりました。

労災保険制度は、被災者に対して迅速かつ公正な

保護をするため、必要な保険給付、社会復帰の促進等を目的としており、労働災害で被災した場合に速やかに治療を受け、リハビリや職場復帰のための指導を受けることは、非常に重要なことでもあります。

その中で労災保険指定医療機関制度は、被災者が一時的にせよ経済的負担を被ることなく速やかに治療が受けられる仕組みとして、被災者の迅速な社会復帰に不可欠なものとなっております。愛知県内には、本年4月末現在で1,829の労災指定医療機関があり、この制度を適正に運営するため、貴協会並びに会員の皆様方には多大なるご尽力をいただいております。今後とも被災者への療養の提供にご協力を賜りますようお願い申し上げます。さらに、当局の労災診療協議会に、貴協会から多数の委員の推薦をいただいていることに対しましても、深く感謝申し上げます。毎回、貴重な医学的意見を頂戴し、労災診療費の審査事務も円滑に進んでおります。

また、平成26年2月から開始された電子レセプトのオンライン請求につきましては、貴協会のご支援により、本年4月末現在289の医療機関でご利用いただいております。今後も積極的に利用勧奨に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

最後に、愛知県労災指定医協会のご発展と会員の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

■議事

- 第1号議案 令和2年度会務の報告
- 第2号議案 令和2年度財務諸表に関し承認を求める件
- 第3号議案 令和3年度事業計画に係る報告
- 第4号議案 令和3年度収支予算書に係る報告
- 第5号議案 理事の選任に関し承認を求める件

※会員総数1,225名（令和3年6月16日現在）、出席会員640名（うち委任状提出者604名）過半数以上で成立。

第1号議案「会務の報告」から第5号議案「理事の選任に関し承認を求める件」の議案すべてにおいて、報告、承認がなされ閉会しました。

会務報告

(庶務・事業報告)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

令和2年度の会務について、下記のとおり報告します。

I. 庶務に関する事項

1. 会員数について（令和3年3月31日現在）

会員数1,234医療機関（入会：15 退会：24）

地区	種別	令和2年度			地区	種別	令和2年度			
		入会	退会	会員数			入会	退会	会員数	
名古屋地区	千種区	1	0	36	尾張地区	北名古屋市	0	0	10	
	東区	0	1	9		清須市	0	0	14	
	北区	0	1	34		西春日井郡	0	0	1	
	西区	0	0	28		犬山市	0	0	17	
	中村区	0	1	37		江南市	0	1	16	
	中区	0	3	23		丹羽郡	0	0	14	
	昭和区	0	0	21		愛西市	0	0	9	
	瑞穂区	0	0	28		あま市	1	0	14	
	熱田区	1	0	19		弥富市	0	1	7	
	中川区	1	0	46		海部郡	0	0	13	
	港区	0	1	24		大府市	0	0	13	
	南区	0	0	34		知多市	0	0	10	
	守山区	0	0	26		常滑市	1	1	8	
	緑区	2	0	36		知多郡	0	0	18	
	名東区	0	1	27		東三河地区	豊橋市	1	2	59
	太白区	0	1	26		豊川市	1	1	24	
	一宮市	0	1	57		新城市	0	0	14	
	稲沢市	0	0	28		田原市	0	1	8	
	瀬戸市	0	0	24		北設楽郡	0	0	3	
	尾張旭市	0	1	17		蒲郡市	0	0	10	
長久手市	0	1	11	西三河地区	岡崎市	1	2	58		
半田市	0	1	19	額田郡	0	1	4			
春日井市	2	0	50	西尾市	0	0	20			
津島市	0	0	9	碧南市	0	0	12			
小牧市	0	0	25	刈谷市	1	0	22			
東海市	0	0	11	知立市	0	0	8			
岩倉市	0	0	7	高浜市	0	0	6			
豊明市	0	1	10	安城市	1	0	20			
日進市	0	0	15	豊田市	1	0	49			
愛知郡	0	0	8	みよし市	0	0	8			
合 計				15	24	1,234				

2. 会務に関する主なる会議

(1)総 会

日 時 令和2年7月2日(木)

場 所 名古屋市中区栄四丁目14番28号

愛知県医師会館9階講堂

議 事

- ①平成31年度会務の報告
- ②平成31年度財務諸表に関し承認を求める件
- ③定款施行規則第2章会費の改訂に関し承認を求める件
- ④令和2年度事業計画に係る報告
- ⑤令和2年度収支予算書に係る報告
- ⑥理事の選任に関し承認を求める件

(2)理事会

計9回開催 議事・詳細は省略

(3)常任理事会

計3回開催 議事・詳細は省略

(4)その他の会議

ア 愛知県損害保険医療協議会専門委員会

計2回開催 議事・詳細は省略

イ 広報委員会

計2回開催 議事・詳細は省略

ウ 愛知県整形外科・外科審査委員合同研究会
新型コロナウイルス対応のため中止

II. 事業に関する事項

1. 事業場衛生管理者の教育・指導
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓蒙指導
3. 学術講演会
4. 労災診療費算定実務研修会
5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導
6. 労災診療費の受領委任
7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援
9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策
10. 会報の発行
11. 労働災害の対応

労災保険指定病院・診療所

1. 令和2年度に指定を受け、入会した医療機関

指定(入会)年月日	医療機関名称	代表者氏名	地区
令和2年7月6日	医療法人藤成会 まつお乳腺クリニック	後藤 秀成	豊橋市
令和2年8月6日	医療法人純和会 矢作川病院	飯島 徳哲	安城市
令和2年8月6日	医療法人ユタカ医院	樋口 禮治	豊川市
令和2年8月19日	さくら医院	黒瀬 基尋	緑区
令和2年8月25日	あつたの杜 整形外科スポーツクリニック	深谷 泰士	熱田区
令和2年8月25日	桜井整形外科	櫻井 信彦	刈谷市
令和2年9月24日	かすがい関節・スポーツ整形外科 いたみのクリニック	村瀬 熱紀	春日井市
令和2年10月9日	医療法人利他 桜眼科クリニック	杉山 明聡	あま市
令和2年11月5日	こうぞうじ在宅支援診療所	坂本 宣弘	春日井市
令和2年11月16日	医療法人永桜会 本郷安富クリニック	安富 義哲	常滑市
令和2年11月27日	医療法人青嶺会 木の香往診クリニック中川	佐竹 重彦	中川区
令和2年12月10日	南大高整形外科リハビリクリニック	柴田 芳宏	緑区
令和2年12月15日	医療法人慈和会 吉田整形外科あいちスポーツクリニック	山田 高士	豊田市
令和3年3月1日	春岡通クリニック	山田 哲也	千種区
令和3年3月1日	藤田医科大学 岡崎医療センター	守瀬 善一	岡崎市

2. 令和2年度に退会した医療機関

退会年月日	医療機関名称	代表者氏名	地区	退会理由
令和2年5月20日	医療法人もりた整形外科	森田 千里	中区	病気療養のため
令和2年6月12日	加藤整形外科	加藤 義忠	長久手市	閉院のため
令和2年6月16日	えとうりウマチ整形外科	衛藤 義人	中区	閉院のため
令和2年6月17日	深見眼科クリニック	深見 雅臣	一宮市	休業中
令和2年6月17日	医療法人泰誠会 岡本クリニック	岡本 敏男	中村区	閉院のため
令和2年6月17日	医療法人弘和会 佐竹医院	佐竹 弘	豊橋市	閉院のため
令和2年7月6日	よこやまクリニック	横山 智輝	港区	レセプト少数のため
令和2年7月6日	医療法人五敬会 ふれあいばし診療所	荒木 信泰	田原市	必要性に乏しいため
令和2年7月9日	尾上クリニック	早川 常彦	北区	閉院のため
令和2年7月10日	すばるクリニック	滝 茂実	江南市	理事長交代のため
令和2年7月16日	医療法人玲生会 にん内科	任 義雄	天白区	指定辞退のため
令和2年7月27日	医療法人健幸会 佐野胃腸科外科	佐野 博	額田郡	指定辞退のため
令和2年7月31日	医療法人武田整形外科	武田 匡弘	豊川市	指定辞退のため
令和2年7月31日	白山整形外科	竹内 佐一	半田市	指定辞退のため
令和2年8月6日	こうようクリニック	市川 佳明	東区	閉院のため
令和2年10月14日	岡崎市立愛知病院	市橋 卓司	岡崎市	閉院のため
令和2年11月30日	深見眼科クリニック	深見 久紀	名東区	指定辞退のため
令和3年2月1日	医療法人岡田胃腸科クリニック	岡田 昭紀	岡崎市	指定辞退のため
令和3年2月1日	城山クリニック	黒江幸四郎	尾張旭市	指定辞退のため
令和3年3月4日	河本整形外科	河本 晃市	豊明市	閉院のため
令和3年3月31日	すこやか診療所	堀場 史也	豊橋市	閉院のため
令和3年3月31日	医療法人永桜会 安富医院	安富 義哲	常滑市	指定辞退のため
令和3年3月31日	なかむらクリニック	中村 肇弥	富市	閉院のため(事業継承)
令和3年3月31日	医療法人塩瀬眼科	土井 浩史	中区	閉院のため

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	17,222,843	9,654,214	7,568,629
未収金	78,810	0	
仮払金	954,600	0	954,600
流動資産合計	18,256,253	9,654,214	8,602,039
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	4,387,159	2,610,187	1,776,972
特定資産合計	4,387,159	2,610,187	1,776,972
(2) その他固定資産			
什器備品	402,462	495,180	-92,718
電話加入権	84,693	84,693	0
保証金	0	0	0
その他固定資産合計	487,155	579,873	-92,718
固定資産合計	4,874,314	3,190,060	1,684,254
資産合計	23,130,567	12,844,274	10,286,293
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
未払費用	1,513,318	1,858,697	-345,379
前受金	2,000,000	0	
預り金	315,922	465,299	-149,377
仮受金	30,448	31,258	-810
流動負債合計	3,859,688	2,355,254	1,504,434
2. 固定負債			
役員退職引当金	2,904,401	2,127,433	776,968
職員退職引当金	1,482,758	482,754	1,000,004
固定負債合計	4,387,159	2,610,187	1,776,972
負債合計	8,246,847	4,965,441	3,281,406
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	14,883,720	7,878,833	7,004,887
正味財産合計	14,883,720	7,878,833	7,004,887
負債及び正味財産合計	23,130,567	12,844,274	10,286,293

財 産 目 録

(令和3年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

貸借対照表科目		場所等	使用目的等	金額
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			17,222,843
	現金	手元保管金	運転資金として	108,656
	預金	普通預金	運転資金として	17,114,187
	未収金			78,810
	仮払金			954,600
流動資産合計				18,256,253
2 固定資産				
(1) 特定資産				
	退職給付引当資産			4,387,159
	役員退職積立預金		役員の退職金支払いに備えている	2,904,401
	職員退職積立預金		職員の退職金支払いに備えている	1,482,758
(2) その他固定資産				
	什器備品		家具一式、パソコン	402,462
	電話加入権 1台			84,693
	保証金		事務所を賃貸するための保証金	0
固定資産合計				4,874,314
資 産 合 計				23,130,567
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払費用			1,513,318
	預り金		所得税、社会保険料。住民税等	315,922
	前受金		整形外科医会協力金 (R3,4年度分)	2,000,000
	仮受金			30,448
流動負債合計				3,859,688
2 固定負債				
	役員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	2,904,401
	職員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	1,482,758
固定負債合計				4,387,159
負 債 合 計				8,246,847
正 味 財 産				14,883,720

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収支			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	24	18	6
特定資産受取利息	24	18	6
受取入会金	150,000	170,000	-20,000
受取入会費	150,000	170,000	-20,000
受取年会費	11,197,000	10,088,900	1,108,100
受取年会費	11,197,000	10,088,900	1,108,100
事業収益	4,820,000	4,520,000	300,000
労災保険情報センター受取研修助成金	1,000,000	1,000,000	0
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,270,000	0
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,300,000	1,000,000	300,000
日本女医会愛知県支部受取事業協力金	550,000	550,000	0
受取業運当負担金	14,570,930	13,361,300	1,209,630
受取業運当負担金	14,570,930	13,361,300	1,209,630
委託事業収益	913,770	38,405,537	-37,491,767
受取愛知県委託金	0	4,523,200	-4,523,200
受取労働局委託金	0	33,347,270	-33,347,270
事務組合委託費	913,770	535,067	378,703
雑収益	16,416,206	715,443	15,700,763
受取利息	162	134	28
中部医師共済会受取事務費	538,396	383,609	154,787
医師会負担金	15,155,148		
雑収益	722,500	331,700	390,800
事業活動収入計	48,067,930	67,261,198	-19,193,268
(2) 事業活動支出			
事業費	452,770	39,543,974	-39,091,204
給料手当	0	12,769,360	-12,769,360
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	1,405,002	-1,405,002
旅費交通費	5,840	586,870	-581,030
通信運搬費	64,933	624,549	-559,616
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	0	82,704	-82,704
修繕費	0	124,200	-124,200
印刷製本費	8,687	2,367,561	-2,358,874
光熱水量費	0	280,975	-280,975
貸借料	191,808	4,659,628	-4,467,820
諸謝金	0	109,548	-109,548
租税公課	2	1	1
支払手数料	0	756	-756
委託費	0	16,201,340	-16,201,340
雑費	181,500	331,480	-149,980
管理費	40,610,273	26,364,619	14,245,654
給料手当	24,618,882	12,879,832	11,739,050
退職給付費用	1,799,472	1,456,467	343,005
福利厚生費	3,769,815	2,583,330	1,186,485
会議費	52,000	40,000	12,000
旅費交通費	2,451,730	2,467,720	-15,990
通信運搬費	1,316,794	1,395,821	-79,027
減価償却費	245,618	102,188	143,430
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	365,239	980,509	-615,270
修繕費	0	0	0
印刷製本費	766,699	1,363,316	-596,617
光熱水量費	113,122	147,721	-34,599
貸借料	1,184,747	945,882	238,865
諸謝金	315,000	639,548	-324,548
租税公課	1,997,222	111,017	1,886,205
支払手数料	166,980	170,464	-3,484
支払負担金	44,503	98,917	-54,414
委託費	1,140,700	481,560	659,140
雑費	261,750	500,327	-238,577
事業活動支出計	41,063,043	65,908,593	-24,845,550
評価損益等調整前当期経常増減額	7,004,887	1,352,605	5,652,282
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	7,004,887	1,352,605	5,652,282
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7,004,887	1,352,605	5,652,282
一般正味財産期首残高	7,878,833	6,526,228	1,352,605
一般正味財産期末残高	14,883,720	7,878,833	7,004,887
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0	0	0
受取国庫助成金	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	14,883,720	7,878,833	7,004,887

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1)平成24年度から公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2)固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法によっている。

(3)引当金の計上基準
役員退職引当金 役員退職規定に則り積み立てている。
退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4)リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5)消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
役員退職引当資産	2,127,433	800,018	23,050	2,904,401
職員退職引当資産	482,754	1,000,004	0	1,482,758
小 計	2,610,187	1,800,022	23,050	4,387,159
合 計	2,610,187	1,800,022	23,050	4,387,159

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する)
特定資産		()	()	()
役員退職引当資産	2,904,401	()	()	(2,904,401)
職員退職引当資産	1,482,758	()	()	(1,482,758)
小 計	4,387,159	(0)	(0)	(4,387,159)
合 計	4,387,159	(0)	(0)	(4,387,159)

5. 担保に供している資産

該当事項なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,600,270	1,197,808	402,462
合 計	1,600,270	1,197,808	402,462

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。 (単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
研修助成金	労災保険情報センター	0	1,000,000	1,000,000	0	-
事業協力金	労災保険情報センター	0	1,270,000	1,270,000	0	-
事業協力金	愛知県外科医会	0	700,000	700,000	0	-
事業協力金	愛知県整形外科医会	0	1,300,000	1,300,000	0	-
事業協力金	日本女医会愛知県支部	0	550,000	550,000	0	-
合 計		0	4,820,000	4,820,000	0	

8. 重要な後発事象

該当事項なし

9. その他

該当事項なし

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記4. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高に記載していますので付属明細書の記載を省略しています。

2. 引当金の明細

(単位：円)

名 称	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		期末残高
			目的取崩額	目的外取崩額	
退職給付引当金	2,610,187	1,800,022	23,050	0	4,387,159

事業報告の付属明細書

1. 該当がありません

令和2年度 監 査 報 告 書

1. 監査の範囲

令和2年度における業務執行、財産の状況、収支決算に関する会計処理について監査を実施した。

2. 監査の実施日及び日数

令和3年4月22日（1日）

3. 監査人

監 事 吉 岡 研 二
監 事 長 野 哲 也

4. 監査立会人

事務局長 大 沼 洋 文
事務局職員 沖 田 愛

5. 監査事項

業務監査及び会計監査

- (1) 重要な理事会に出席のほか、事務局長等から業務内容の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を受けた。
- (2) 業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を受けた。
- (3) 会計監査については、現金・金融機関に関する諸帳簿及び計算書類、附属明細書等の会計処理について特に詳細に調査した。

以上、当協定会定第22条に基づいた監査の結果、令和2年度の業務執行・財産の状況について不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する事実は認められませんでした。

また、諸帳簿等も正確に記載・処理されており、収支計算書、財産諸表及び附属諸表も正確かつ適正であることを認めましたので報告いたします。

令和3年4月22日

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

監 事 吉 岡 研 二 

監 事 長 野 哲 也 

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
会 長 林 敬 一 郎 殿

令和3年度 労災指定医協会 実施事業計画

1. 事業場衛生管理者の教育・指導（予定）

日時：令和3年9月7日(火)

場所：名古屋市中村文化小劇場ホール

演題：「メンタル不調者の発症要因と対応」

講師：愛知淑徳大学 教授 古井 景 先生

2. 事業場における労働環境の整備に関する啓蒙指導 産業保健研修会の開催 予定

日時：令和4年2月16日(水)

場所：昭和ビル9階ホール

演題：「過重労働・過労死・過労自殺・うつ病について」

講師：中部電力株式会社健康管理室
室長 西田友厚 先生

3. 学術講演会

労災医療特別講演会

第1回

日時：令和3年10月14日(木)

場所：愛知県医師会館 地下健康教育講堂

演題：「悪性軟部腫瘍のトライアングル
—診断から治療へ—」

講師：中部ろうさい病院 院長 佐藤啓二 先生
第2回

日時：令和4年1月19日(水)

場所：愛知県医師会館 地下健康教育講堂

演題：「末梢神経損傷に対する治療の実際」

講師：名古屋大学大学院医学系研究科 機能構築
医学専攻 人間拡張・手の外科学講座
教授 平田 仁 先生

4. 「令和3年度自賠責保険研修会」

(県医師会・損保協会・自賠責事務所)

日時：令和3年8月25日(水) 午後2時～

場所：愛知県産業労働センター（ウィンク愛知）

【実務講習】

演題：「交通事故の診療に関する留意点について」

講師：愛知県労災指定医協会常任理事
浅井貴裕 先生

【学術講習】

演題：「交通事故被害者の治療費請求の法律関係
～一括請求合意後の支払拒否をめぐる法的
判断～」

講師：宮澤・内田法律事務所
弁護士 宮澤俊夫 先生

演題：「自賠責保険のしくみ 請求書の受付から
支払いまで」

講師：損害保険料率算出機構名古屋第一自賠責調
査事務所 所長 高田 靖久 先生

5. 労災診療費算定実務研修会

※新型コロナウイルスの対応のため2会場に変更

第1回 名古屋会場

日時：令和3年10月21日(木)

場所：名古屋市公会堂4階ホール

名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

第2回 豊橋会場

日時：令和3年11月17日(水)

場所：豊橋市保健所・保険センター（ほいっふ）

1階講堂

豊橋市中野町字中原100

6. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導

第1回 5月12日(水) 愛知県医師会館6階研修室

第2回 8月4日(水) 愛知県医師会館802-804

第3回 11月11日(木) 愛知県医師会館地下健康教育
講堂

第4回 2月2日(水) 愛知県医師会館6階研修室

7. 労災診療費の受領委任

毎月原則25日に公益財団法人労災保険情報セン
ター契約医療機関への労災診療費に係る銀行等口
座振込（受領委任払い）の労災診療費に係る銀行
等口座振込（一括振込払い）を実施。

8. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
労災診療費見解統一指導委員会の開催
日時：開催予定
場所：愛知労働局労働基準部労災補償課 応接室
9. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、
及び相談・支援
労災診療費算定基準の広報・普及、交通事故での第三者行為災害等と自賠責保険等との調整及び労災保険制度の運用に係る相談又は支援を行う。
・愛知県損害保険医療協議会専門委員会の開催
・自賠責保険研修会（隔年）
10. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉
対策
慶弔関係（弔電・献花等）、中部医師共済会（略称：中医共）によるグループ保険の機会を提供等する。
11. 労働保険事務組合事業
会員の雇用保険資格の取得・喪失、労働保険等事務手続きの負担軽減、労働保険料の3分割納付、特別加入制度等の普及を行う。
社会保険労務士事務所等民間事業者への外注費（労働保険、社会保険等事務委託）の大幅な軽減を図りつつ、労働保険（労災保険・雇用保険）と社会保険（健康保険・厚生年金等）をワンストップで行う。社会保険関係については当協会委嘱社会保険労務士と別途契約を結ぶことになる。
また、会員の希望により、保険請求・申請手続きの他、労務相談、就業規則等相談にも対応する。
12. 会報の発行
第119号 令和3年10月発行予定
第120号 令和4年3月発行予定
13. 労働災害の対応
集団的労働災害、地震等大規模災害が発生した場合に、愛知県医師会との連携のうえ、救護等協力と援助を行う体制を整える。



収支予算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特 定 資 産 運 用 益	10	24	-14
特 定 資 産 受 取 利 息	10	24	-14
受 取 入 会 金	80,000	150,000	-70,000
受 取 入 会 金	80,000	150,000	-70,000
受 取 会 費	11,070,000	11,197,000	-127,000
受 取 年 会 費	11,070,000	11,197,000	-127,000
事 業 収 益	4,520,000	4,820,000	-300,000
労災保険情報センター受取研修助成金	1,000,000	1,000,000	0
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,270,000	0
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,000,000	1,300,000	-300,000
日本女医会愛知県支部受取事業協力金	550,000	550,000	0
受 取 負 担 金	13,500,000	14,570,930	-1,070,930
受 取 事 業 運 営 負 担 金	13,500,000	14,570,930	-1,070,930
委 託 事 業 収 益	1,500,000	913,770	586,230
事 務 組 合 委 託 費	1,500,000	913,770	586,230
雑 収 益	15,700,050	16,416,206	-716,156
受 取 利 息	50	162	-112
中部医師共済会受取事務費	450,000	538,396	-88,396
医 師 会 負 担 金	15,000,000	15,155,148	-155,148
雑 収 益	250,000	722,500	-472,500
経常収益計	46,370,060	48,067,930	-1,697,870
(2) 経常費用			
事 業 費	1,275,010	452,770	822,240
給 料 手 当	0	0	0
退 職 給 付 費 用	0	0	0
福 利 厚 生 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	10,000	5,840	4,160
通 信 運 搬 費	65,000	64,933	67
減 価 償 却 費	0	0	0
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
修 繕 費	0	0	0
印 刷 製 本 費	800,000	8,687	791,313
光 熱 水 量 費	0	0	0
賃 借 料	200,000	191,808	8,192
諸 謝 金	0	0	0
租 税 公 課	10	2	8
支 払 手 数 料	0	0	0
委 託 費	0	0	0
雑 費	200,000	181,500	18,500

管	理	費	42,741,000	40,610,273	2,130,727
給	料	手	27,371,000	24,618,882	2,752,118
退	職	給	1,800,000	1,799,472	528
福	利	厚	3,900,000	3,769,815	130,185
会		議	100,000	52,000	48,000
旅	費	交	2,500,000	2,451,730	48,270
通	信	運	1,350,000	1,316,794	33,206
減	価	償	250,000	245,618	4,382
消	耗	什	0	0	0
消	耗	器	380,000	365,239	14,761
修		備	0	0	0
印	刷	製	800,000	766,699	33,301
光	熱	水	120,000	113,122	6,878
賃		借	1,400,000	1,184,747	215,253
諸		謝	420,000	315,000	105,000
租	税	公	250,000	1,997,222	-1,747,222
支	払	手	300,000	166,980	133,020
支	払	負	100,000	44,503	55,497
委		託	1,200,000	1,140,700	59,300
雑		費	500,000	261,750	238,250
經常費用計			44,016,010	41,063,043	2,952,967
評価損益等調整前当期經常増減額			2,354,050	7,004,887	-4,650,837
評価損益等計			0	0	0
当期經常増減額			2,354,050	7,004,887	-4,650,837
2. 經常外増減の部					0
(1) 經常外収益					0
經常外収益計			0	0	0
(2) 經常外費用					0
經常外費用計			0	0	0
当期經常外増減額			0	0	0
当期一般正味財産増減額			2,354,050	7,004,887	-4,650,837
一般正味財産期首残高			14,883,720	7,878,833	7,004,887
一般正味財産期末残高			17,237,770	14,883,720	2,354,050
II 指定正味財産増減の部					0
受取補助金等			0		0
受取国庫助成金			0		0
当期指定正味財産増減額			0	0	0
指定正味財産期首残高			0	0	0
指定正味財産期末残高			0	0	0
III 正味財産期末残高			17,237,770	14,883,720	2,354,050

衛生管理者講習会 全国労働衛生週間説明会

令和3年9月7日(火)
名古屋市中村文化小劇場ホール

「メンタル不調者の発症要因と対応」

愛知淑徳大学

教授 古井 景 先生

名古屋市中村区・西区・清須市・北名古屋市所在の事業場を対象として58社65名が出席した全国労働衛生週間説明会が開催され、愛知淑徳大学教授

古井景先生による「メンタル不調者の発症要因と対応」と題してご講演がありました。

労災医療特別講演会抄録

令和3年10月14日(木) 14:00～16:00
愛知県医師会館地下健康教育講堂

「悪性軟部腫瘍のトライアングル — 診断から治療へ —」

中部ろうさい病院

院長 佐藤 啓二 先生

1985年当時は、悪性軟部腫瘍のトライアングルとして、病理医・放射線医・整形外科医（骨軟部腫瘍担当）が集まって議論をしなければ、正しい診断はできないと考えられていました。

その後、病理領域については免疫組織染色、染色体転座に基づく融合遺伝子解析等によって、病理診断が独自に進みました。放射線領域については、MRIが導入され、機能や解像度が飛躍的に向上した為、診断のみならず化学療法効果判定等に應用されました。

さらに粒子線治療（重粒子線、陽子線）が普及し症例が蓄積された結果、治療適応も明確になってきました。整形外科領域でも、バリアー組織に基づいた広範切除の概念から、Adequate margin と Inadequate margin の概念に進化し、In situ preparation (ISP) 手技等が考案され普及した結果、世界でも傑出した治療成績を上げるに至りました。診断のトライアングルが治療のトライアングルに変化してきた経過を概説し、悪性軟部腫瘍における日本オリジナルの成果を紹介します。

労災医療特別講演会抄録

令和4年1月19日(水) 14:00～16:00
愛知県医師会館地下健康教育講堂

「末梢神経損傷に対する治療の実際」

名古屋大学人間拡張・手外科学講座

教授 平田 仁 先生

労働災害により発生する末梢神経障害の原因は多様だが、本講演では外傷による末梢神経損傷のみにフォーカスする。切創や開放性骨折などに伴って末梢神経機能が障害されている際は非常に高い頻度で末梢神経が切断されていることが知られるが、圧挫や閉鎖性骨折に伴って麻痺が発生する状況では末梢神経損傷の病態は様々であり、適切に重症度を判定し合理的に初期治療を行う必要がある。神経が断裂することなく障害される連続性神経損傷では手術適応の判断は容易ではないが、横断面での組織損傷に基づく Sunderland 分類を適用することで不要な外科的侵襲を防止し、また、病態に応じた外科的修復を適切に実践できる。末梢神経は旺盛な軸索再生能

を有するが、これを発揮させるには再生環境を適切に整えることが重要であり、確実に神経内瘢痕を切除し、神経束同士を接合しなくてはならない。また、軸索再生能は経時的に低下するため神経縫合の windows of opportunity はあまり大きくない。外科的修復の判断に迷うケースも稀ならず存在するが、そのようなケースでも機能回復状況を綿密に追跡し、回復に疑問がある際には迷うことなく障害神経を展開して評価しなくてはならない。本講演では初めに末梢神経障害の病態と重症度判定の基本を解説し、その後に神経修復術の実際を狂乱し、また、麻痺治療のための様々な治療法を紹介する。

令和3年度 産業保健研修会

令和4年2月24日(木) 14:00～16:00
愛知県医師会館9階大講堂

「過重労働・過労死・過労自殺・うつ病について」

中部電力株式会社 全社統括産業医

健康管理室長 西田 友厚 先生

過労死・過労自殺が社会問題となっています。

2018年6月には働き方改革関連法が成立し時間外労働の上限規制は罰則付きで実効性を担保されるようになり、また、2021年9月には『脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました。そこで今回は、過

重労働・過労死・過労自殺とその背景となるうつ病について、その実態と今後の課題に加え、『働き方改革関連法』と『改正された労災認定基準』について解説いたします。

愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り

自動車保険医療対策委員会

令和3年度に専門委員会は3回開催され、苦情相談事案にかかる検討、意見交換が行われました。検討された事案の一部を掲載します。

解決事案

1 損保から一括請求の連絡を受けた後、突如一括請求を中止となった事案

⇒ 中止の連絡までに要する時間の確認をしたところ、調査などで2-3か月必要との返答であったため、今後期間を少しでも早めていただくように、結果を迅速に医療機関へ連絡するように要請した。医療機関は、自賠責での治療の場合であっても保険証などの提示を受けておくことを再認識させられた。

2 医師に状態の確認もなく、損保から患者へ治療の終了の連絡があった事案

⇒ 事前に医師に状態の確認を行い、患者への治療の終了と補償の終了を十分に説明することを再度確認した。

3 損保より一括依頼があったが、加害者の保険料未納が原因で損保より支払いがなされなかった事案

⇒ まれなケースであるが、当初連絡からの変更がある、または履行できない可能性がある場合には、医療機関へできるだけ早く連絡して頂くよう要請した。

未解決事案

1 交通事故で通院中に、再度交通事故により負傷した。2度目の事故が軽微で自賠責での治療が認められなかったが、当初の事故の損保が2度目の事故に際し支払いを停止した事案

1事故目の通院中に、2事故目が発生してしまい、その結果1事故目と同じ個所を負傷してしまった場合は異時共同不法行為という状態になり、共同不法行為が認められるのであれば、共同不法行為者である1事故目・2事故目の加害者は、被害者に対し、連帯して損害賠償をする義務を負い、どちらの加害者に対しても入通院慰謝料などの損害賠償を満額請求することができる（二重払いを受けられるわけではない）が、料率機構の判断により2事故目が免責となり、1事故目の損保が医療費の支払いに応じなかったため、弁護士案件となった。

●民法 第719条【共同不法行為者の責任】

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

労災診療費見解統一指導委員会協議結果

(令和3年12月23日)

令和3年12月23日に労災保険診療協議会委員による見解統一指導委員会が開催され、労災診療費算定についての見解が示されましたので参考としてください。

1. 材料 101 皮膚欠損用創傷被覆材の算定について

- ア 病名に 潰瘍、皮膚欠損 がないと不可でしょうか。
- イ 病名が 熱傷の初診時、算定可でしょうか。
- ウ 「切創は、皮膚欠損用創傷被覆材の算定は原則不可」とありますが、挫傷、擦過傷はどうでしょうか。他に算定できない時があれば、ご教示ください。

回答 ア 潰瘍、皮膚欠損、真皮損傷があれば算定可。
イ 熱傷Ⅱ度以上であれば算定可。
ウ 挫滅創、挫裂創、分層採皮創は算定可。挫傷、擦過傷は不可。

2. D215 超音波検査 その他 350点について

- ア 病名、状態にかかわらず初回レセでは算定可でしょうか。不可になる場合、どういう時でしょうか。
- イ 同一月に2回以上行われた場合、算定可でしょうか。

回答 ア 初回レセは算定可。
イ 同一月に2回以上は不可。なお、必要としたコメントあれば個別に判断。

3. A246 入退院支援加算(退院時1回)について

- ア 算定要件 「イ 緊急入院であること」とありますが、労災の場合 病名、状態にかかわらず算定可となりますか。不可になる場合、どういう時でしょうか。

回答 ア 入院前に比べADLが低下し、A246入退院支援加算の退院困難な要因のAからサまでの1項目該当し、退院支援計画を作成し支援を行っていれば算定可。ただし、病名や治療内容より過剰と疑われる場合は個別に判断。

4. A247-2 せん妄ハイリスク患者ケア加算 100点について

- ア チェックリスト一項目でも当てはまれば、算定可でしょうか。
(例) 全身麻酔の算定がある、もしくはその予定があれば 可か。
(例) 年齢が70歳以上であれば 上肢伝達麻酔でも 可か。

回答 ア 「せん妄ハイリスク患者ケア加算に係るチェックリスト」のせん妄のリスク因子に1項目該当すれば算定可。したがって、上記(例)二つとも算定可。

5. K073 関節内骨折観血的手術について

- ア 肘と膝は可とする医師意見があります。また、全て病院照会して手術記録を確認すべきとする医師意見もあります。骨折した部位により、関節内骨折であるとする意見を統一できますか。

回答 ア 橈骨頭骨折、橈骨頸部骨折、肘頭骨折、上腕骨顆部骨折、大腿骨骨頭骨折は関節内骨折観血的手術で算定可。
上記以外は、しっかり関節包を開けた・初めから開放されていた など手術記録で確認すべきである。

6. D011 入院時検査 ABO、Rh (D) 血液型について

- ア 入院目的によって可否がありますか。手術目的以外の入院での可否はどうでしょうか。
- イ 1年未満の再検査は不可であり、1年以上であれば算定可でしょうか。

回答 ア 手術予定なくても入院目的であれば算定可。
イ 再検査は算定不可。なお、必要としたコメントあれば個別に判断。

7. J122 傷病名「打撲」、「捻挫」、「挫傷」等の四肢ギブス包帯・シーネ算定について

- ア 上肢は不可で、下肢は可でしょうか。
- イ 初回から、2か月目、3か月目で算定する頻度はどうでしょうか。

回答 ア 上肢でも下肢でも算定可。
イ 骨折以外の病名で4週を超えては不可。なお、4週間以内に破損した等のコメントあれば個別に判断。

8. D225-2 手術時の非観血的連続血圧測定について

- ア 手術時に麻酔の算定があれば算定可でしょうか。

回答 ア 手術時に麻酔を行っていれば算定可。

9. A205 救急医療管理加算1 健保点数950点の算定について

- ア 発症から24時間以内に緊急手術を行っていれば、算定可でしょうか。

回答 ア 発症から24時間以内に緊急手術を行っていれば、手術の軽重を問わず算定可。



ワンポイント労災診療

● 後遺障害について

労災保険では、労働者が業務災害や通勤災害により治療を受け、症状固定後（治ゆ又は療養を継続しても治療効果が得られない場合等）に障害が残存した場合に障害（補償）給付の請求ができます。

ただし、請求をしても障害等級表に定める障害の程度に該当しない場合は、給付は受けられません。

医療機関は、診断書（障害用）を作成していただき、証明料（4,000円）を請求できます。

また、症状固定後は労災保険を使用し治療をすることはできません。

なお、業務上又は通勤災害の交通事故で、自賠責保険（任意保険を含む）を使用して治療が終了し、労災保険を使用していない場合でも労災保険の後遺障害の診断書の作成は可能です。

診断書の証明料は被災労働者が実費を負担し、後日監督署に費用請求をすることとなります。医療機関は費用請求書に証明することとなりますが、費用請求書の証明料は無料となります。

被災労働者が5号又は16号の3を持参した場合は、レセプト請求することも可能です。

※交通事故による後遺障害の損害賠償を自賠責保険等から受けていても、事故が労災保険給付の対象となる業務上又は通災上の場合、損害賠償金と労災（補償）給付との調整する部分と損害賠償金と調整しない労災（補償）給付があるため、請求が可能となります。



デルタとともに夏季オリンピックが開催され、オミクロンとともに冬季オリンピックが開催されるという、with コロナを体現したスポーツの祭典が閉幕したとたん、北のほうでは戦火の報道も聞かれます。我々には診療報酬改定情報も気になるところです。市井の人々に平穏な日々が訪れることが心待ちの日々です。

浅井貴裕

中部医師共済会

愛知県労災指定医協会会員の皆様にご協力いただきまして『中部医師共済会団体所得補償保険制度』も30有余年が経過いたしました。多くの先生方のご賛同に感謝申し上げます。今後も引き続き先生方の福利厚生にお役立ていただける様、より良いサービスの提供に努めて参ります。

中部医師共済会 会長 宮崎 秀樹



病気やケガでの就業不能に備えて…

お勧めします **団体所得補償保険制度**

資料請求先：中医共株式会社 TEL：052-222-0778 FAX：052-222-3078

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社

～協会会員医療機関の皆様～

当協会では、平成29年4月より労働保険事務組合の認可を受けました。

労働保険関係の事務を安価に委託して経費の削減をしませんか？

会員の皆様のご加入をお待ちしております！

詳細は、下記ホームページまたは事務局までお気軽にお問い合わせください。

労働保険事務組合 一般社団法人愛知県労災指定医協会 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル6階

TEL：052-228-7792 平日9：00～17：00 URL：<https://aichi-rousai.jp/jikumi>